

佐世保港港湾計画資料（案）

－ 軽易な変更 －

令和3年8月

佐世保港港湾管理者
佐 世 保 市

目 次

I	変更理由	1
II	港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
1	公共埠頭計画	2
2	フェリー埠頭計画	4
3	旅客船埠頭計画	5
4	小型船だまり計画	6
III	土地造成及び土地利用計画に関する資料	15
1	土地造成計画	15
2	土地利用計画	16
IV	環境の保全に関する資料	20
1	環境への影響と評価	20
2	総合評価	20
V	その他の資料	21
1	新旧対照図	21
2	地方港湾審議会委員名簿	22

I 変更理由

- 1 分散する小型船舶の集約及び水産業の振興を図るため、俵ヶ浦地区において、公共埠頭計画、小型船だまり計画、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 クルージング需要の増大に対処し、港内の海上交通網の充実のため、浦頭地区において、旅客船埠頭計画、小型船だまり計画を変更する。
- 3 海上交通の拠点としての機能の充実を図るため、三浦地区において、フェリー埠頭計画、土地利用計画を変更する。

II 港湾施設の規模及び配置に関する資料

1 公共埠頭計画

(1) 計画変更の必要性

水産業の振興を図るため、公共埠頭を計画する。

(2) 変更する施設の規模及び配置

今回変更する施設は、表Ⅱ-1-1 に示す船舶を対象とし、その規模については、表Ⅱ-1-2 に示すとおりである。また、計画位置は図Ⅱ-1-1 に示すとおりである。

表Ⅱ-1-1 対象船舶の諸元

対象船舶	全長	型幅	満載喫水
300t 級漁船	46m	8.4m	5.2m
80t 級漁船	39.1m	6.5m	3.9m
4.9t 級漁船	11.9m	2.9m	0.88m
1.8t 級漁船	7.45m	1.84m	0.74m

表Ⅱ-1-2 変更する施設の規模

地区名	施設名称	規模	計画種類	施設の規模及び配置の考え方
俵ヶ浦地区	岸壁	水深 6m、延長 107m	新規計画	水産業の振興を図るため、公共埠頭を新たに計画する。
	小型栈橋	2 基	新規計画	
	埠頭用地	面積 0.2ha	新規計画	

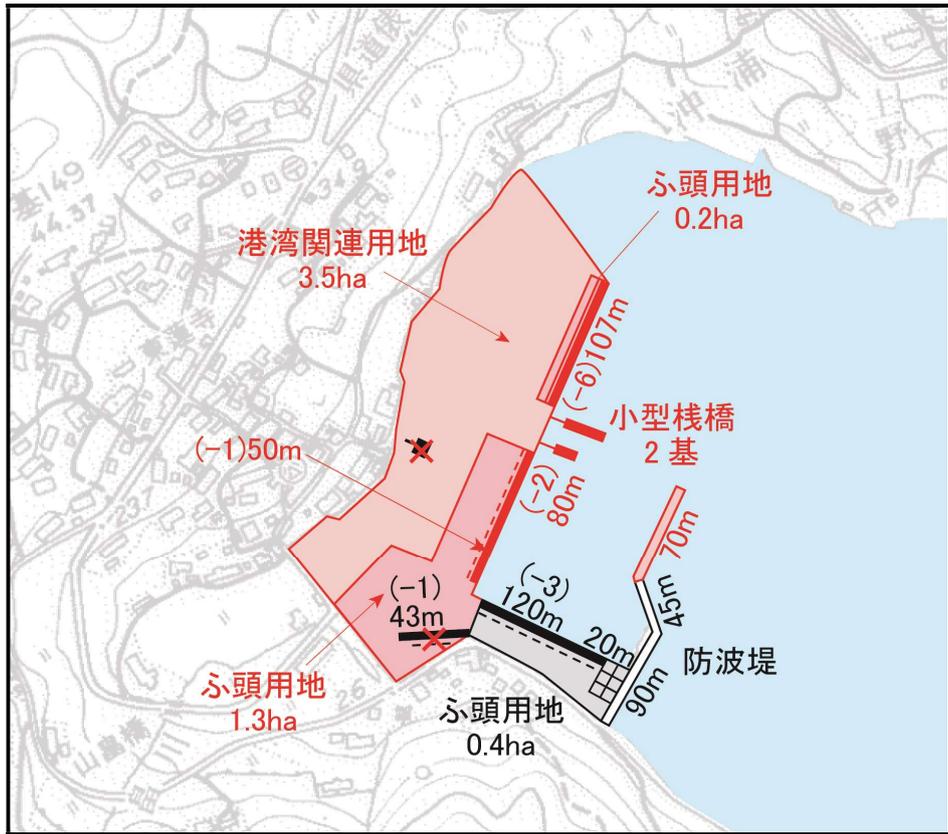


図 II-1-1 計画位置図

2 フェリー埠頭計画

(1) 計画変更の必要性

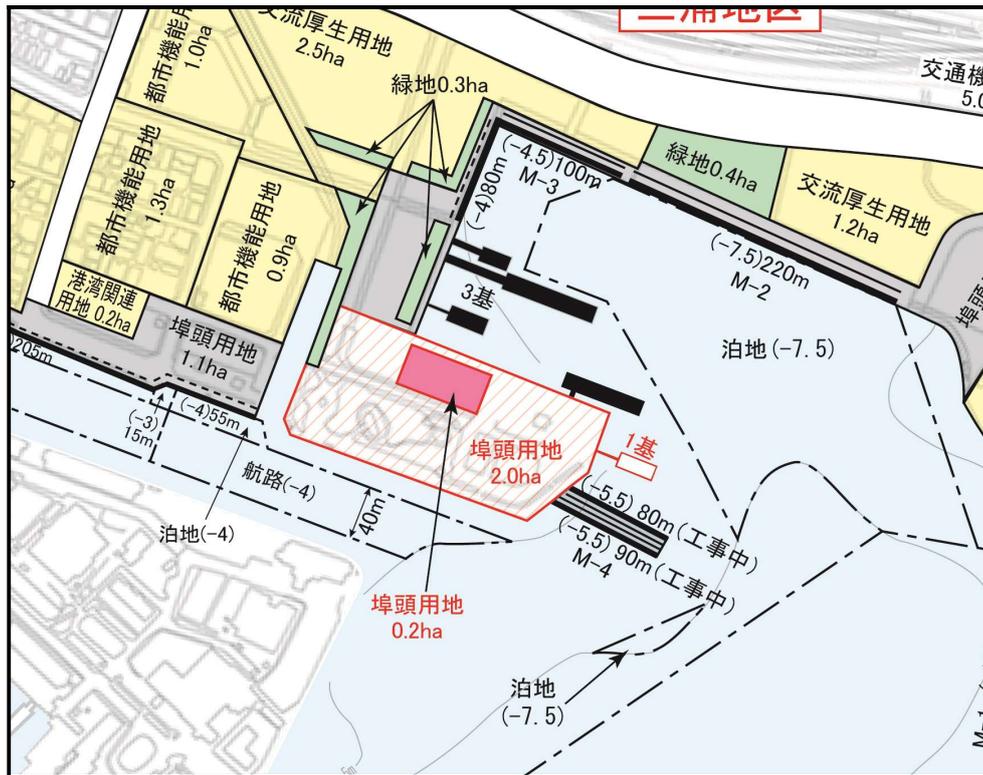
海上交通の拠点としての機能の充実を図るため、フェリー埠頭計画を変更する。

(2) 変更する施設の規模及び配置

今回変更する施設の規模は、表Ⅱ-2-1 に示すとおりである。また、計画位置は図Ⅱ-2-1 に示すとおりである。

表Ⅱ-2-1 変更する施設の規模

地区名	施設名称	規模	計画種類	施設の規模及び配置の考え方
三浦地区	岸壁	水深 5.5m、岸壁 2 バース、延長 170m	既定計画 (工事中)	海上交通の拠点としての機能の充実を図るためフェリー埠頭計画を変更する。
	埠頭用地	面積 2.2ha	既定計画の 変更計画	
	小型棧橋	1 基	既定計画	



図Ⅱ-2-1 計画位置図

3 旅客船埠頭計画

(1) 計画変更の必要性

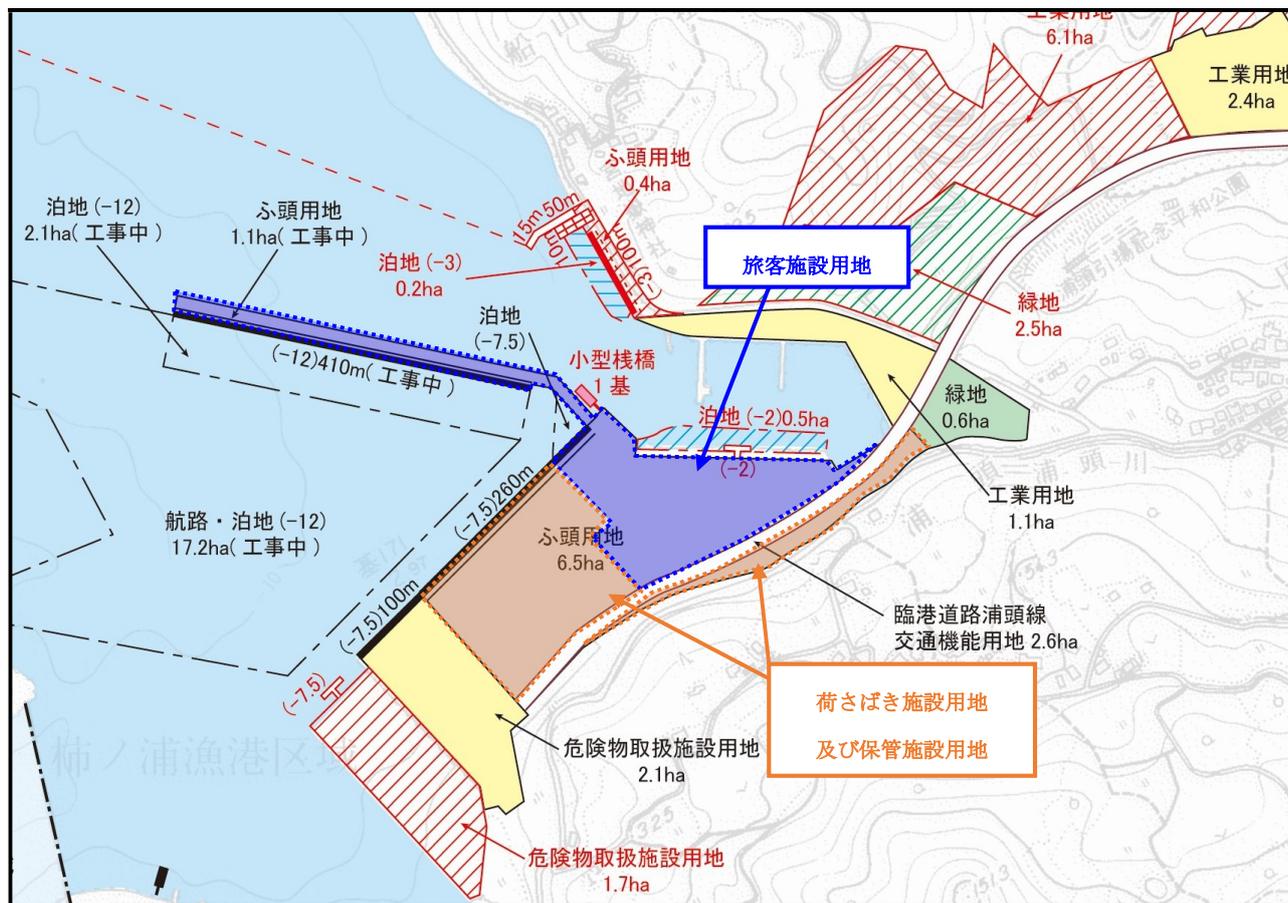
クルージング需要の増大に対処し、港内の海上交通網の充実のため、旅客船埠頭計画を変更する。

(2) 変更する施設の規模及び配置

今回変更する施設の規模は、表Ⅱ-3-1 に示すとおりである。また、計画位置は図Ⅱ-3-1 に示すとおりである。

表Ⅱ-3-1 変更する施設の規模

地区名	施設名称	規模	計画種類	施設の規模及び配置の考え方
浦頭地区	岸壁	水深 12m、延長 410m	既定計画 (工事中)	クルージング需要の増大に対処し、港内の海上交通網の充実のため、小型栈橋を新たに計画する。
	小型栈橋	1基	新規計画	
	埠頭用地	面積 4.6ha (うち 3.5ha 既設、 1.1ha 工事中)	既定計画	



図Ⅱ-3-1 計画位置図

4 小型船だまり計画

4-1 俵ヶ浦地区

(1) 計画変更の必要性

分散する小型船舶の集約を図るため、小型船だまり計画を変更する。

(2) 変更する施設の規模及び配置

今回変更する施設の規模は、表Ⅱ-4-1 に示すとおりである。また、計画位置は図Ⅱ-4-1 に示すとおりである。

表Ⅱ-4-1 変更する施設の規模

地区名	施設名称	規模	計画種類	施設の規模及び配置の考え方
俵ヶ浦地区	泊地	水深 1m	廃止	分散する小型船舶の集約を図るため、小型船だまり計画を変更する。
	防波堤	延長 205m (うち、既設 135m)	既設の変更計画	
	物揚場	水深 1~2m、延長 130m	新規計画	
	物揚場	水深 1m、延長 43m	撤去	
	物揚場	水深 2m、延長 55m	廃止	
	物揚場	水深 3m、延長 120m	既設	
	船揚場	延長 20m	既設	
	小型栈橋	1 基	撤去	
	埠頭用地	面積 1.7ha (うち 0.4ha 既設)	既設の変更計画	

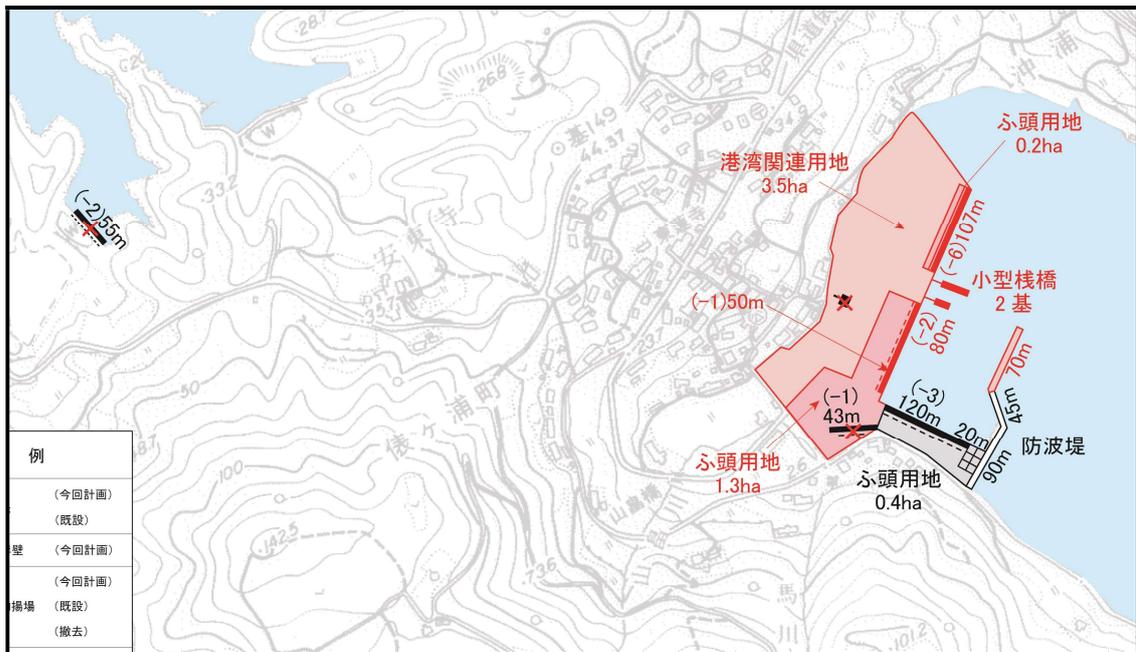


図 II-4-1 計画位置図

(3) 静穏度の検討

① 静穏度の目標

通常時、異常時における静穏度の目標は、表 II-4-2 に示すとおりである。

表 II-4-2 静穏度の目標

	係留施設前面波高	稼働率
通常時	0.3m 以下	通年 97.5%以上
異常時	0.5m 以下	—

稼働率評価箇所を図 II-4-2 に示す。

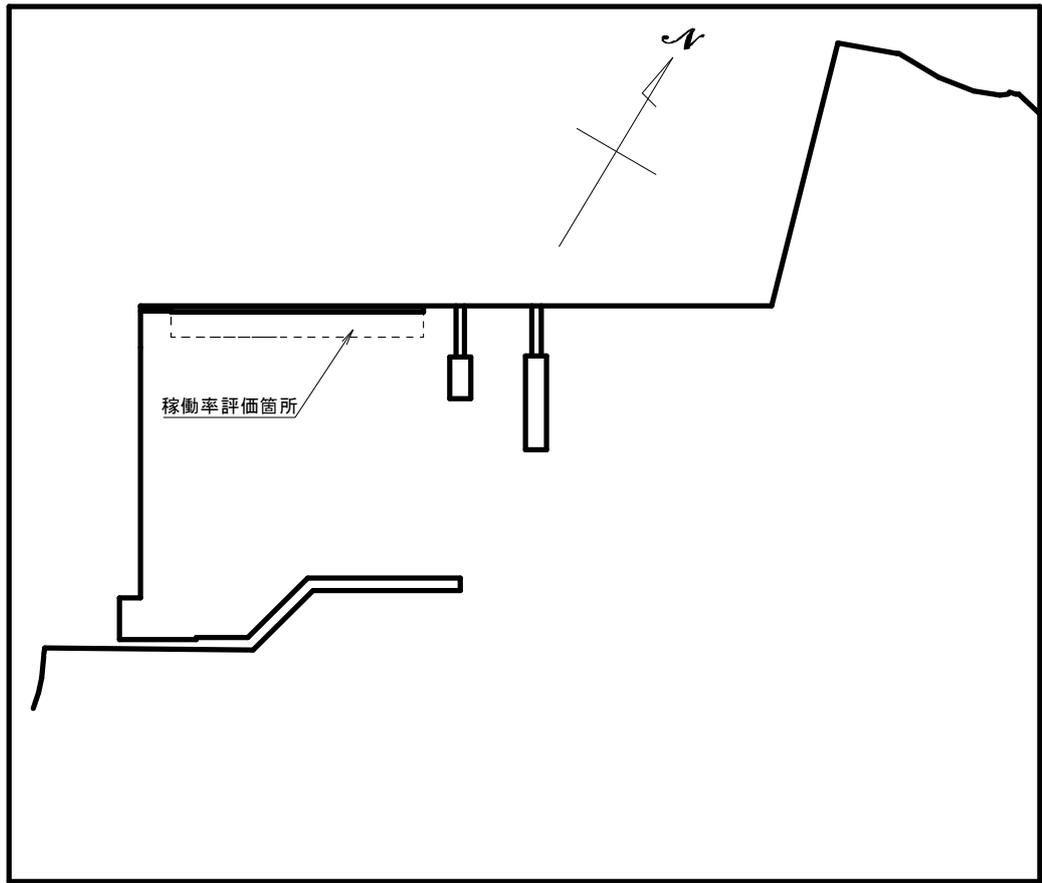


図 II-4-2 稼働率評価箇所

②波浪条件

1) 通常時

港口部における通常時の波浪諸元について、佐世保特別地域気象観測所の風観測資料を基に作成した波向別波高出現頻度表を表Ⅱ-4-3に示す。

表Ⅱ-4-3 波向別波高出現頻度表

単位：回、(%)

波高(m)	静穏	ESE	SE	SSE					計
～ 0.30	41,242 (78.4)	5,406 (10.3)	3,368 (6.4)	2,102 (4.0)					52,118 (99.1)
0.31 ～ 0.40		220 (0.4)	112 (0.2)	40 (0.1)					372 (0.7)
0.41 ～ 0.50		36 (0.1)	21 (0.0)	8 (0.0)					65 (0.1)
0.51 ～ 0.60		5 (0.0)	7 (0.0)	4 (0.0)					16 (0.0)
0.61 ～ 0.70		3 (0.0)	2 (0.0)	4 (0.0)					9 (0.0)
0.71 ～ 0.80		2 (0.0)		2 (0.0)					4 (0.0)
0.81 ～ 0.90			1 (0.0)	2 (0.0)					3 (0.0)
0.91 ～ 1.00			2 (0.0)	2 (0.0)					4 (0.0)
1.01 ～ 1.10				1 (0.0)					1 (0.0)
1.11 ～ 1.20									
1.21 ～ 1.30			1 (0.0)						1 (0.0)
合計	41,242 (78.4)	5,672 (10.8)	3,514 (6.7)	2,165 (4.1)					52,593 (100.0)

2) 異常時

30年確率による波浪諸元を算定した結果を表Ⅱ-4-4に示す。

表Ⅱ-4-4 異常時の波浪諸元

波向	沖波 (30年確率)	
	波高	周期
WSW	1.4m	10.1sec

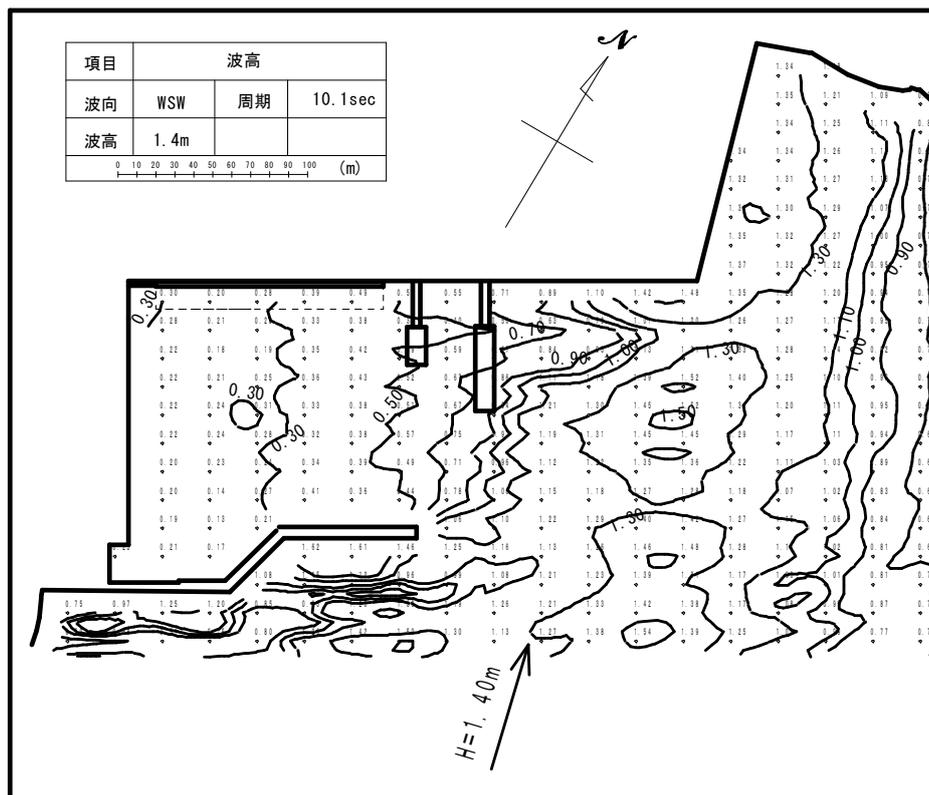
③検討結果

1) 通常時

波浪諸元を算定した結果、港口部で既に0.3m以下の波高の出現率は99.1%となることから、稼働率評価箇所においても目標の静穏度を満足している。

2) 異常時

数値計算により静穏度検討を行った。港内の等波高線図を図Ⅱ-4-3に示す。係留施設前面波高の算定結果は表Ⅱ-4-5の値となり、目標(表Ⅱ-4-2)の静穏度を満足した。



図Ⅱ-4-3 等波高線図

表Ⅱ-4-5 係留施設前面波高の算定結果

波向	係留施設前面波高(最大値)
WSW	0.49m

4-2 浦頭地区

(1) 計画変更の必要性

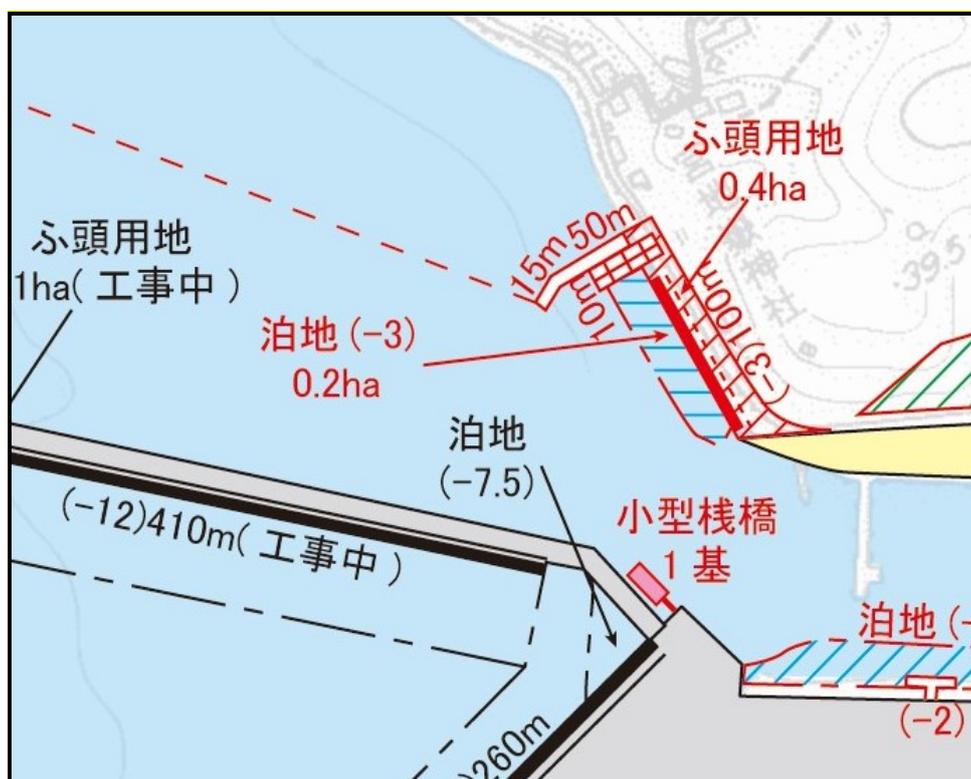
旅客船埠頭計画の変更に伴い、小型船だまり（浦頭西船だまり）の既定計画を変更する。

(2) 変更する施設の規模及び配置

今回変更する施設の規模は、表Ⅱ-4-6 に示すとおりである。また、計画位置は図Ⅱ-4-4 に示すとおりである。

表Ⅱ-4-6 変更する施設の規模

地区名	施設名称	規模	計画種類	施設の規模及び配置の考え方
浦頭地区	泊地	水深 3m、面積 0.2ha	既定計画	旅客船埠頭計画の変更に伴い、既定計画を変更する。
	防波堤	延長 65m	既定計画の変更計画	
	物揚場	水深 3m、延長 100m	既定計画	
	船揚場	延長 10m	既定計画	
	埠頭用地	面積 0.4ha	既定計画	



図Ⅱ-4-4 計画位置図

(3) 静穏度の検討

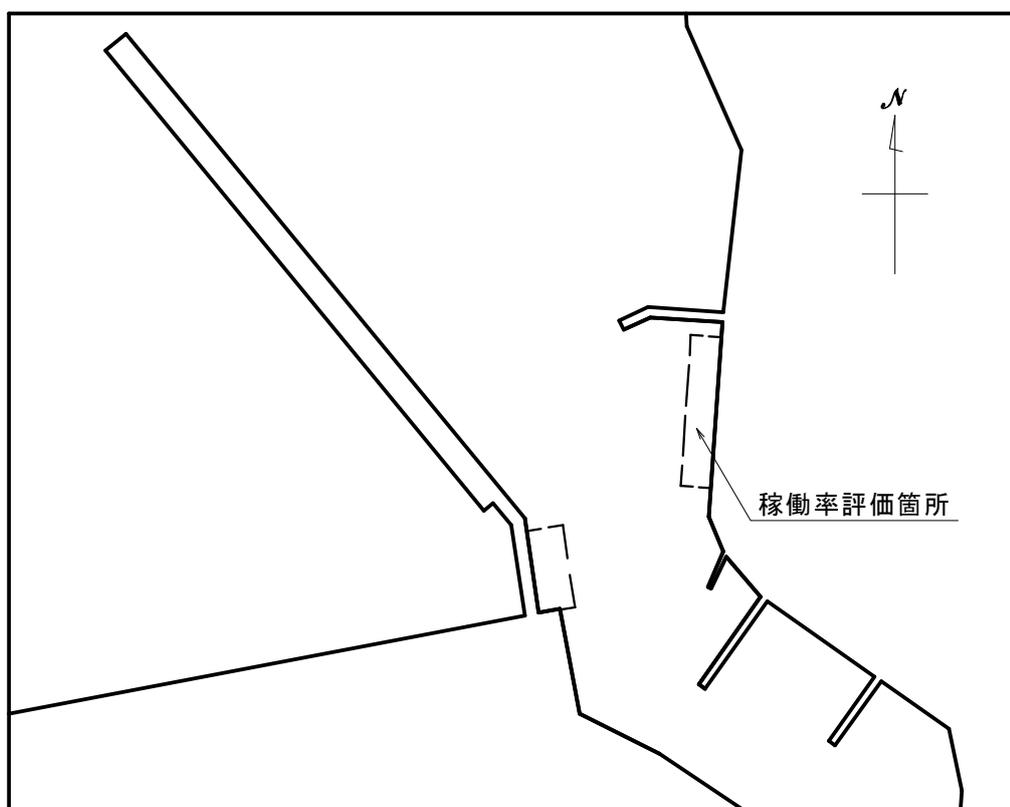
①静穏度の目標

通常時、異常時における静穏度の目標は、表Ⅱ-4-7に示すとおりである。

表Ⅱ-4-7 静穏度の目標

	係留施設前面波高	稼働率
通常時	0.3m 以下	通年 97.5%以上
異常時	0.5m 以下	—

稼働率評価箇所を図Ⅱ-4-5に示す。



図Ⅱ-4-5 稼働率評価箇所

②波浪条件

1) 通常時

港口部における通常時の波浪諸元について、佐世保特別地域気象観測所の風観測資料を基に作成した波向別波高出現頻度表を表Ⅱ-4-8に示す。

表Ⅱ-4-8 波向別波高出現頻度表

単位：回、(%)

波高(m)	静穏	NNE	N	NNW	NW	WNW	W	WSW	計
~ 0.30	27,668 (52.6)	1,862 (3.5)	3,883 (7.4)	5,350 (10.2)	4,248 (8.1)	2,439 (4.6)	2,418 (4.6)	3,420 (6.5)	51,288 (97.5)
0.31 ~ 0.40		71 (0.1)	164 (0.3)	172 (0.3)	329 (0.6)	191 (0.4)	112 (0.2)	46 (0.1)	1,085 (2.1)
0.41 ~ 0.50		22 (0.0)	29 (0.1)	22 (0.0)	77 (0.1)	23 (0.0)	20 (0.0)	4 (0.0)	197 (0.4)
0.51 ~ 0.60		2 (0.0)	9 (0.0)	1 (0.0)	4 (0.0)	2 (0.0)	4 (0.0)		22 (0.0)
0.61 ~ 0.70			1 (0.0)				1 (0.0)		2 (0.0)
合計	27,668 (52.6)	1,957 (3.7)	4,086 (7.8)	5,545 (10.5)	4,658 (8.9)	2,655 (5.0)	2,555 (4.9)	3,470 (6.6)	52,594 (100.0)

2) 異常時

30年確率による波浪諸元を算定した結果を表Ⅱ-4-9に示す。

表Ⅱ-4-9 異常時の波浪諸元

波向	沖波 (30年確率)	
	波高	周期
NW	0.73m	2.6sec

③検討結果

1) 通常時

波浪諸元を算定した結果、港口部で既に0.3m以下の波高の出現率は97.5%となることから、稼働率評価箇所においても目標の静穏度を満足している。

2) 異常時

数値計算により静穏度検討を行った。港内の等波高線図を図Ⅱ-4-6に示す。係留施設前面波高の算定結果は表Ⅱ-4-10の値となり、目標(表Ⅱ-4-7)の静穏度を満足した。

Ⅲ 土地造成及び土地利用計画に関する資料

1 土地造成計画

公共埠頭計画及び小型船だまり計画の変更に対応するとともに、水産業の振興を図るため、土地造成を次のとおり計画する。

表Ⅲ-1-1 土地造成計画

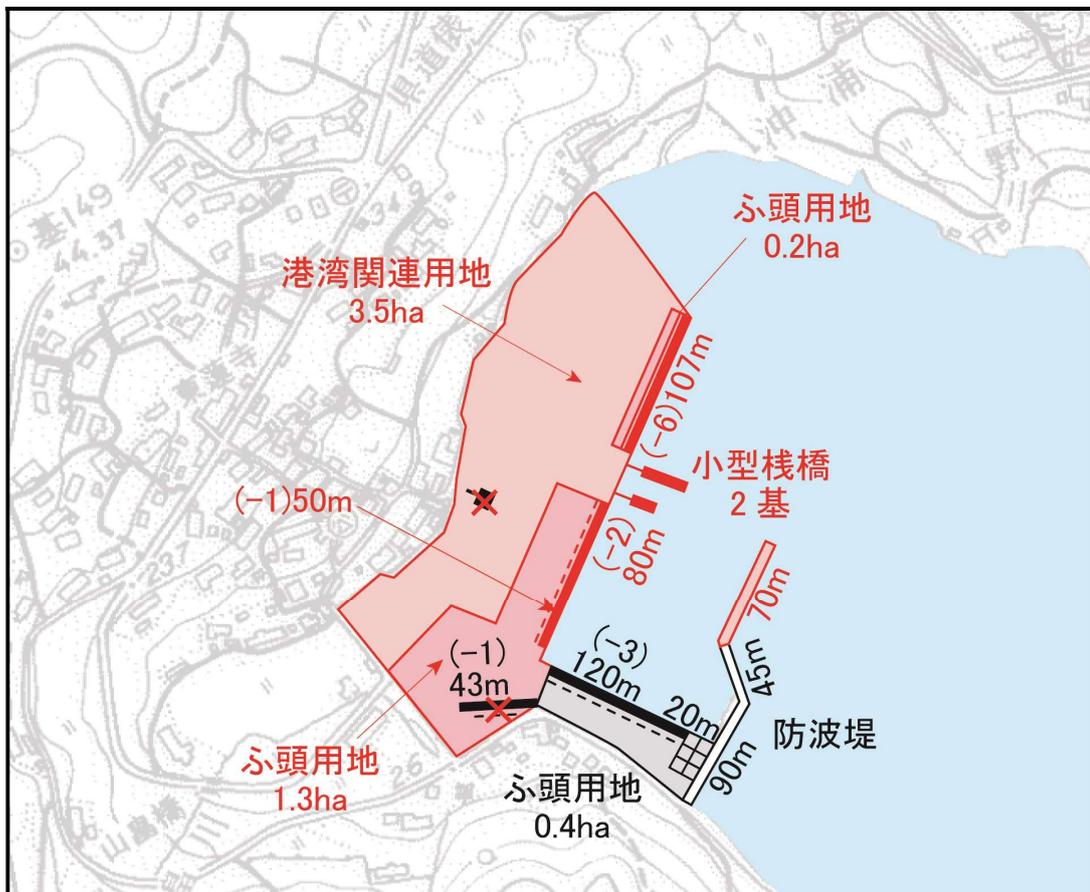
(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	合計
俵ヶ浦地区	(1.2) 1.2	(3.1) 3.1	(4.4) 4.4

注1. ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画の内数である。

注2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3. 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。



図Ⅲ-1-1 土地造成に係る土地利用計画図（俵ヶ浦地区）

2 土地利用計画

(1) 地区別土地利用計画の変更

今回計画に伴う土地利用の区分別面積と変更理由は、表Ⅲ-2-1 に示すとおりである。

表Ⅲ-2-1 土地利用計画の変更内容

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用区分	面積 (ha)	土地利用区分	面積 (ha)	
俵ヶ浦地区	埠頭用地	0.4	埠頭用地	1.9	公共埠頭計画、小型船だまり計画の変更に対応するとともに、水産業の振興を図るため、土地利用計画を変更する。
	港湾関連用地	0.0	港湾関連用地	3.5	
	計	0.4	計	5.4	
三浦地区	埠頭用地	8.3	埠頭用地	8.5	海上交通の拠点としての機能の充実を図るため、土地利用計画を変更する。
	港湾関連用地	2.6	港湾関連用地	2.6	
	交流厚生用地	3.9	交流厚生用地	3.7	
	都市機能用地	4.8	都市機能用地	4.8	
	交通機能用地	3.4	交通機能用地	3.4	
	緑地	0.7	緑地	0.7	
	計	23.7	計	23.7	

(2) 土地利用計画の概要

土地利用計画の変更後と変更前は、表Ⅲ-2-2 及び表Ⅲ-2-3 に示すとおりである。

表Ⅲ-2-2 変更後の土地利用計画

(単位 : ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
	俵ヶ浦地区	(1.9) 1.9	(3.5) 3.5				
三浦地区	(8.5) 8.5	(2.6) 2.6	(3.7) 3.7	(4.8) 4.8	(3.4) 3.4	(0.7) 0.7	(23.7) 23.7

注1. () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画の内数である。

注2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3. 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

表Ⅲ-2-3 変更前の土地利用計画

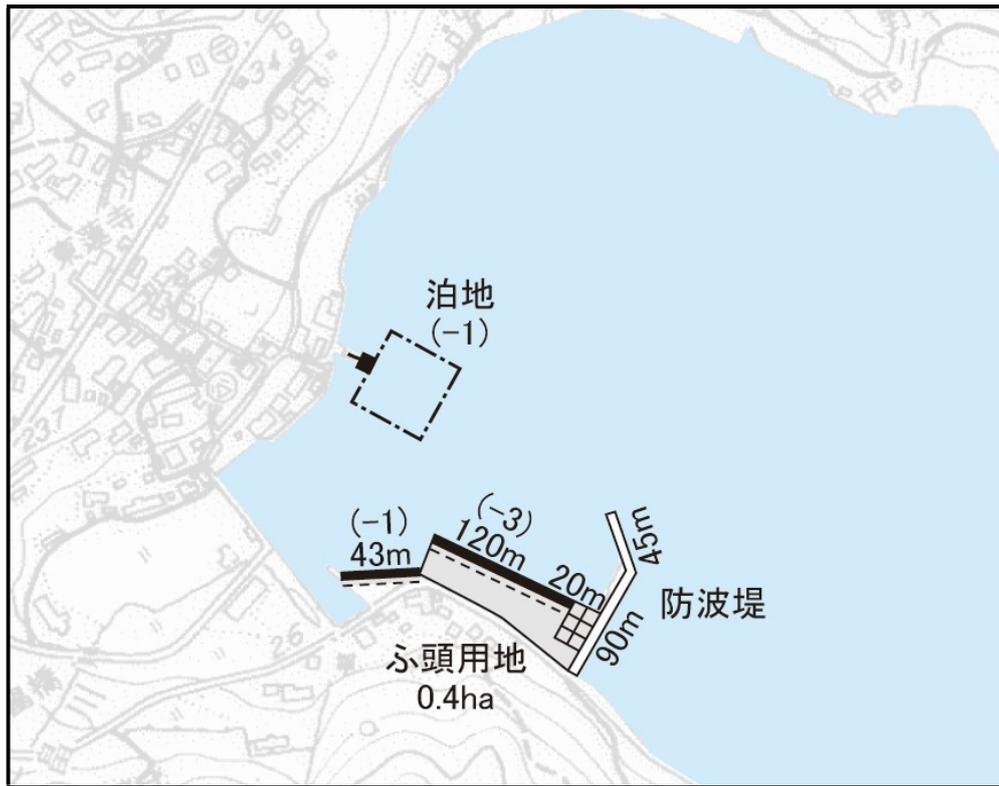
(単位 : ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
俵ヶ浦地区	(0.4) 0.4						(0.4) 0.4
三浦地区	(8.3) 8.3	(2.6) 2.6	(3.9) 3.9	(4.8) 4.8	(3.4) 3.4	(0.7) 0.7	(23.7) 23.7

注1. ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画の内数である。

注2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

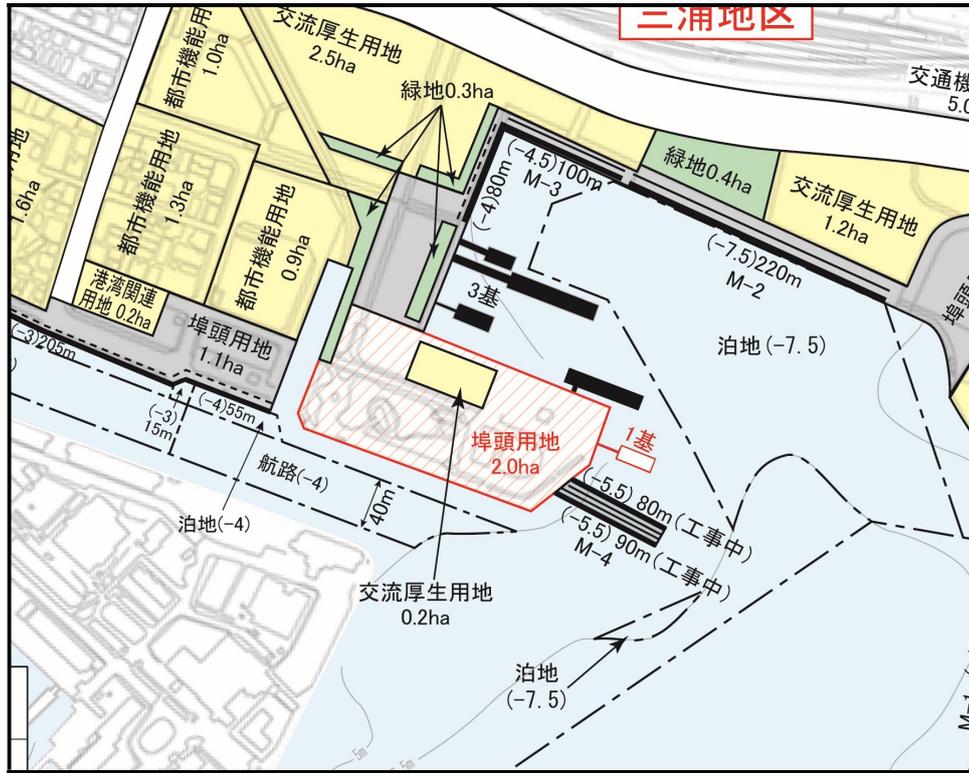
注3. 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。



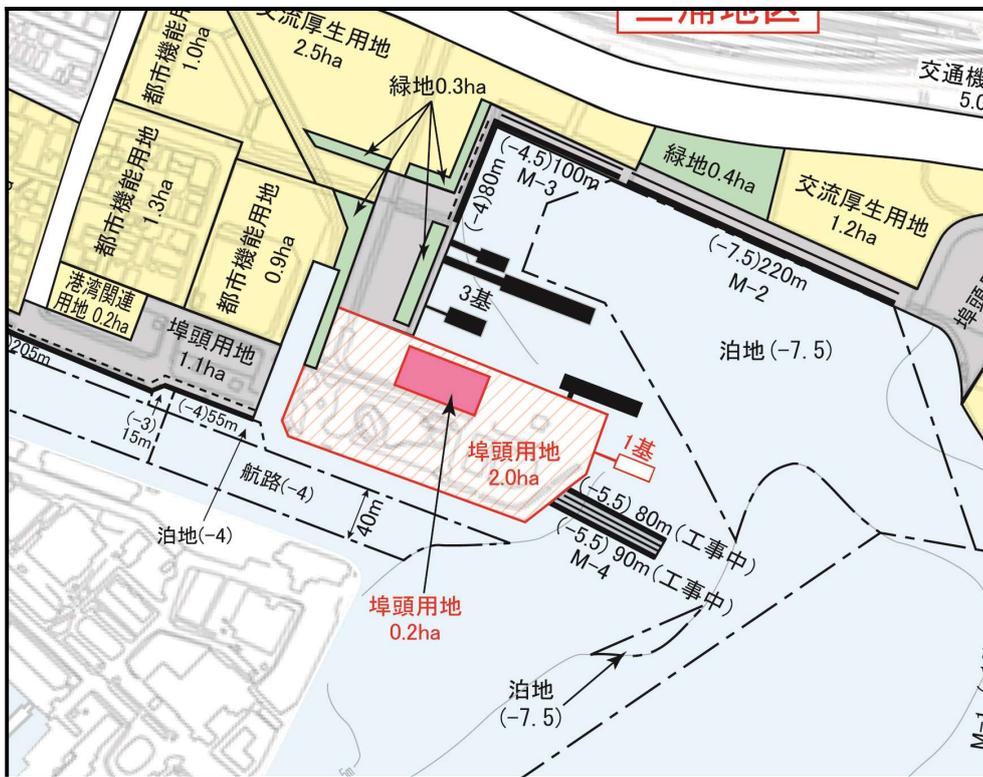
図Ⅲ-2-1(1) 俵ヶ浦地区土地利用計画 (変更前)



図Ⅲ-2-1(2) 俵ヶ浦地区土地利用計画 (変更後)



図Ⅲ-2-2(1) 三浦地区土地利用計画（変更前）



図Ⅲ-2-2(2) 三浦地区土地利用計画（変更後）

IV 環境の保全に関する資料

1 環境への影響と評価

(1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更において、新たな大気汚染の発生源はないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

(2) 潮流への影響と評価

今回の計画変更において、土地造成による流況変化が考えられるが、その程度は軽微であると考えられることから、潮流に与える影響は軽微であると考えられる。

(3) 水質への影響と評価

今回の計画変更において、水質汚濁負荷の増加を伴うような施設の計画はなく、潮流への影響も軽微であることから、水質への影響は軽微であると考えられる。

(4) 騒音・振動への影響と評価

今回の計画変更において、騒音・振動の発生源はないことから、騒音・振動に与える影響は軽微であると考えられる。

(5) 生態系への影響と評価

今回の計画変更において、計画地周辺に貴重な動物の生息が確認されたが、大気質、潮流、水質、騒音・振動への影響は軽微であることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

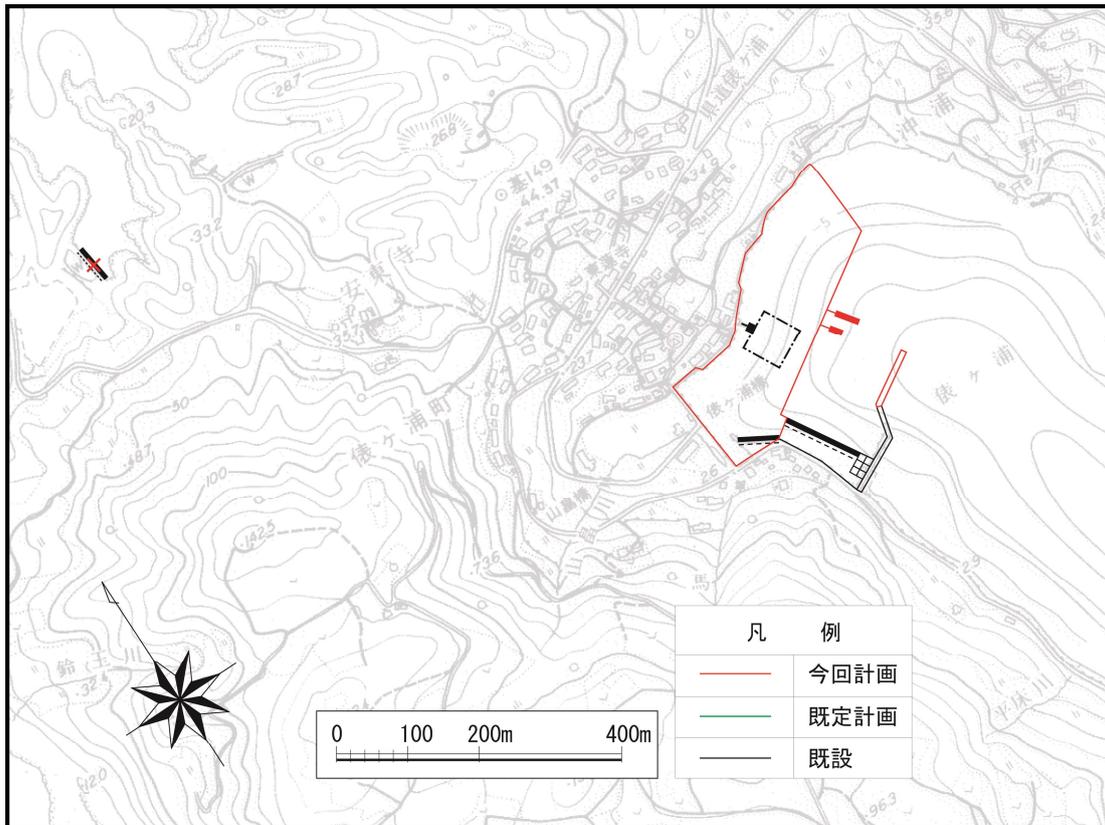
2 総合評価

以上より、今回の計画変更が環境に及ぼす影響について検討した結果、その影響は軽微であると考えられる。

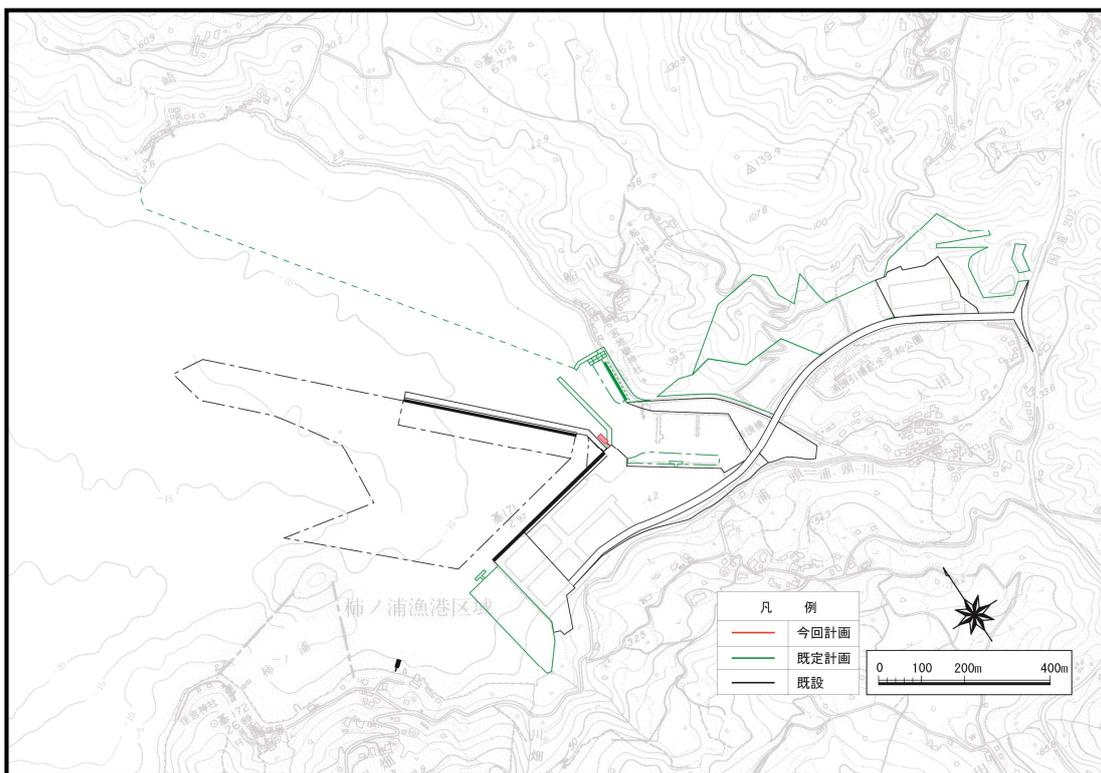
なお、今後とも環境保全について配慮するとともに、計画の実施にあたっては、工法・工期等についても検討し、十分な監視体制のもと、環境に与える影響をできるだけ少なくするよう慎重に行うものとする。

V その他の資料

1 新旧対照図



図V-1-1 新旧対照図（俵ヶ浦地区）



図V-1-2 新旧対照図（浦頭地区）

2 地方港湾審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

	職 名	氏 名
学識経験者 (2名)	長崎県立大学 教授	山本 裕
	佐世保商工会議所 副会頭	橘高 克和
港湾関係者 (9名)	佐世保市水産振興協議会 副会長	片岡 一雄
	佐世保市水産振興協議会	平野 重美
	佐世保港運協会 副会長	家入 裕二
	佐世保旅客船協会 会長	木原 廣道
	長崎県倉庫協会 会長	辻 宏成
	佐世保水先区水先人会 会長	峯 寛
	佐世保地区海運組合 理事長	大坪 武士
	全日本港湾労働組合長崎県支部 執行委員長	小野 圭一郎
	全日本海員組合 長崎支部長	松本 順一
関係地方公共団体の長 (1名)	西海市長	杉澤 泰彦
関係地方議会の議員 (7名)	西海市議会議員	宮本 一昭
	長崎県議会議員	山下 博史
	長崎県議会議員	堤 典子
	佐世保市議会議員	佐藤 文子
	佐世保市議会議員	久保 葉人
	佐世保市議会議員	柴山 賢一
	佐世保市議会議員	長野 孝道
関係行政機関の職員 (12名) 国：7名 県：1名 市：4名	九州地方整備局長	藤巻 浩之
	佐世保海上保安部長	三嶋 舟司
	九州運輸局佐世保海事事務所長	帆足 孝介
	海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部長	佐藤 哲朗
	福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所長	納塚 眞琴
	九州防衛局佐世保防衛事務所長	奥村 富明
	長崎税関佐世保税関支署長	下田 義文
	長崎県土木部長	奥田 秀樹
	佐世保市副市長	田中 英隆
	佐世保市基地政策局長	北村 敬男
	佐世保市観光商工部長	井元 保雅
	佐世保市環境部長	木村 陽三
計 31名		